

令和7年度ツキノワグマ人身被害防止広報業務 仕様書（案）

1 業務名

令和7年度ツキノワグマ人身被害防止広報業務

2 業務の目的等

（1）目的

全国でツキノワグマによる人身被害が多発し、長野県内においても令和7年度（12月22日現在）に人身被害が11件発生するなど、県民の不安が高まっている。これらの現状を踏まえ、本県では令和7年11月に、知事を本部長とし府内関係部局で構成する「ツキノワグマ対策本部会議」を設置し、「人身被害ゼロ」を目標に掲げた「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージ1.0」を策定し、県民の安全・安心を守る対策を強化しているところである。

当総合パッケージでは、対策の柱の1つに「情報発信・普及啓発と行政体制の強化」を掲げており、ターゲットを明確にした効果的な広報により、県民等の「正しくおそれ、正しく備える」意識の醸成に取り組むこととしている。

このため、本業務では、府内関係部局（企画振興部、県民文化部、観光スポーツ部、環境部、林務部、建設部、教育委員会等）と連携し、ターゲット（小中学生、教員・保育士、幼稚園・保育園・小中学生の保護者、一般県民、観光客）に分かりやすい動画作成やパンフレット等の配布による広報を行う。

（2）委託期間

契約締結の日から令和8年3月30日（月）まで

（3）業務箇所

長野県内一円

（4）ターゲット

小中学生、教員・保育士、幼稚園・保育園・小中学生の保護者、一般県民、観光客

3 業務内容

以下の業務内容は、現時点の予定であり、提案内容を踏まえて、今後の協議により変更する可能性があることに留意すること。

（1）動画の制作

ア 制作方針

ターゲット別に、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）に関する正しい知識と人身被害防止につながる、以下①～⑤の計5本の動画を制作すること。

【制作する動画】

- ① 小中学生向け（動画 30 秒～1 分程度）
- ② 教員・保育士、幼稚園・保育園の保護者向け（動画 30 秒～1 分程度）
- ③ 一般県民向け（動画 30 秒～1 分程度）
- ④ 観光客（日本人・外国人）向け（動画 30 秒～1 分程度）
- ⑤ 全般編（動画 5 分程度）

イ 動画仕様

- ・ ターゲット別に 30 秒～1 分程度のベースとなる動画を作成し、全般編は総集編として、各々ターゲット別の動画から一部抜粋して用いるなど、効果的な動画を作成すること。
- ・ ターゲット別は主にインスタグラムやフェイスブック等の SNS 等、全体編は主に YouTube や県公式ホームページ、県庁 1 階ホール及び合同庁舎ホール、イベント、ケーブルテレビ等での放映を想定し制作する。
- ・ 動画素材は、発注者、専門機関、関係団体等から提供された既存の動画素材を使用することも可とする。既存の動画素材の収集にあたっては、受託者が相手方と調整し、必要となる費用は受託者が支払うこと。
- ・ 出演者を依頼する場合は、受託者が出演者と調整し、謝礼金等の必要な費用は受託者が支払うこと。
- ・ 動画には日本語のナレーション、日本語（観光客向け動画は英語）のテロップを入れ、必要に応じて BGM を入れること。
- ・ 動画は原則フル HD 以上の画質とするが、全体編についてはイベント放映用として 4 K 版も作成すること。
- ・ 動画にクマのイラスト等を用いる場合は、可愛すぎず、恐怖心を与えすぎないよう留意して作成すること。
- ・ 動画には、ターゲットに応じた以下の内容を含めること。
 - 人身被害防止につながるクマの基本的な生態
 - クマに出会わない方法（誘引物、クマの活動時間帯、出没場所、県ホームページの クマ目撃情報（けものおと 2）等）
 - クマに出会った場合の対処法（正しい行動、間違った行動、クマが襲ってきた場合 の防御姿勢、クマ撃退スプレーの使い方、クマ目撃時の連絡先等）
 - 子どもの登下校時等の安全管理、クマ目撃時の子どもの誘導方法、園や学校周辺の ヤブ等の環境整備等（教員・保育士・保護者向け）

ウ 利用場面

- ・ 発注者のホームページ及び YouTube チャンネル、ケーブルテレビ等での放映
- ・ 発注者が関係する団体等のホームページ、SNS 等への掲載
- ・ 発注者が関与するイベント等での放映
- ・ その他、発注者が必要と判断した場面での利用

エ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて発注者との合意を経て制作を進めること。なお、制作にあたっては、発注者に加えて、クマの生態や対策に詳しい長野県環境保全研究所の監修を受けることとし、かつ庁内関係部局（企画振興部、県民文化部、観光スポーツ部、環境部、建設部、教育委員会等）と十分打合せを行った上で進めること。

- 取材、編集のスケジュール
 - 取材候補先のリストアップ
 - 動画の構成、動画の簡易コンテの制作
 - 取材、撮影の実施
 - 動画の仮編集、本編集
-
- ・ 打合せにあたっては、各動画がよりよい啓発動画となるよう、受注者側から積極的に提案や意見を行うこと。

（2）啓発資料及び看板作成・印刷・配達

ア 作成方針

ターゲット別に、クマに関する正しい知識と人身被害防止につながる啓発資料及び看板を作成する（以下例示参照）。積算にあたっては、後頁の「参考積算数量」を参考にすることとするが、「参考積算数量」の仕様（案）、数量（案）によらず、より効果的な仕様（案）等を提案することができる。

【例示】作成する啓発資料及び看板

- ① ポスター（幼稚園・保育園・小中学校掲示用）
 - ② ポスター（市町村役場等掲示用）
 - ③ ハンドブック（小中学生用）
 - ④ ハンドブック（幼稚園及び保育園の保護者用、教員・保育士用）
 - ⑤ リーフレット（観光客用）
 - ⑥ 看板（キャンプ場、登山口、観光地等）
-
- ・ 幼稚園・保育園・小中学校掲示用のポスター及び小中学生向けのハンドブックは、イラストを多く用いるなど、子どもにも分かりやすい内容とすること。
 - ・ 小学生向けハンドブックには「ふりがな」を記入すること。なお、当ハンドブックは、小中学生に加え、保護者も閲覧することを想定すること。
 - ・ 使用するクマのイラストは、可愛すぎず、恐怖心を与えすぎないよう留意して作成すること。
 - ・ 観光客向けのリーフレットの言語は、日本語、英語、中国語、韓国語で作成し、イラストを多く用いるなど、外国人にも分かりやすい内容とすること。
 - ・ 発注者のデザインの確認を受けた上で、必要数を印刷し、配達を行うこと。なお、数量については、発注者が提供する配送先リスト別の必要数量を印刷し、仕分け、梱包した上で施設ごとに配達すること。

- ・ 後頁の「参考積算数量」は、積算上の参考として示したものであり、より効果的な提案内容であれば、提供する数量、配送先と異なる可能性がある。
- ・ 配送先では受領確認を受け、その結果を報告書にまとめ提出すること。
- ・ 啓発資料（ポスター、ハンドブック、リーフレット）には、ターゲットに応じた以下の内容の記載を検討すること。
 - 人身被害防止につながるクマの基本的な生態
 - クマに出会わない方法（誘引物、クマの活動時間帯、出没場所、県ホームページのクマ目撃情報（けものおと2））
 - クマに出会った場合の対処法（正しい行動、間違った行動、クマが襲ってきた場合の防御姿勢、クマ撃退スプレーの紹介、クマ目撃時の連絡先等）
 - 子どもの登下校時等の安全管理、クマ目撃時の子どもの誘導方法、園や学校周辺のヤブ等の環境整備等（教員・保育士・保護者向け）

イ 作成プロセス

- ・ 以下の各プロセスにおいて発注者との合意を経て作成を進めること。なお、作成にあたっては、発注者に加えて、クマの生態や対策に詳しい長野県環境保全研究所の監修を受けることとし、かつ庁内関係部局（企画振興部、県民文化部、観光スポーツ部、環境部、建設部、教育委員会等）と十分打合せを行った上で進めること。
 - 取材、編集のスケジュール
 - 取材候補先のリストアップ
 - 啓発資料及び看板の簡易デザインの作成
 - 取材、撮影の実施
 - 啓発資料及び看板の本デザインの作成
- ・ 打合せにあたっては、よりよい啓発資料・看板となるよう、受注者側から積極的に提案や意見を行うこと。

(3) その他条件等

- ・ 肖像権や著作権に係る必要な手続きについて、取材・撮影、納品後加工、利用（YouTube等へのアップロード、報道機関への提供・貸出、Webサイト・SNS上での掲載等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用や許可申請等を発生させないようにすること。
- ・ 業務内容について、疑義が生じた場合や協議事項が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡し、打ち合わせを行うこと。

以下の参考積算数量は、目的やテーマ、ターゲットに応じた経費を算出するための目安であり、提案内容や打合せ内容を踏まえて、今後の協議により変更する可能性があることに留意すること。

【参考積算数量】啓発資料及び看板の作成

品 目		仕 様 (案)	数量 (案)
① ポスター (A2 判)	デザイン	幼稚園・保育園・小中学校掲示用	1 式
	印刷	マットコート 135kg 相当 4c/0	2,460 部
	配送	幼稚園・保育園、小中学校に対して 2部ずつ仕分け・梱包の上配送	1,230 箇所
② ポスター (A2 判)	デザイン	市町村役場等掲示用	1 式
	印刷	マットコート 135kg 相当 4c/0	770 部
	配送	市町村役場(77 市町村)に対して 10 部 ずつ仕分け・梱包の上配送	77 箇所
③ ハンドブック (A5 判)	デザイン	小学生向け(ふりがな有)、中学生向け	1 式
	印刷	【小学生向け】8 ページ中綴じ、マット コート 90g 相当 4c/4c、ふりがな有り	98,000 部
		【中学生向け】8 ページ中綴じ、マット コート 90g 相当 4c/4c、ふりがな無し	52,000 部
	配送	県内の小中学校(全校生徒分)に対して 仕分け・梱包の上配送	574 箇所
④ ハンドブック (A5 判)	デザイン	幼稚園・保育園保護者、保育士・教員	1 式
	印刷	8 ページ中綴じ、マットコート 90g 相 当 4c/4c	32,500 部
	配送	幼稚園、保育園、小中学校に対して必 要数量を仕分け・梱包の上配送	1,230 箇所
⑤ リーフレット (A4 判 3つ折り)	デザイン	観光客向け(日本語・英語・韓国語・ 中国語)	1 式
	印刷	マットコート 135kg 相当 4c/4c	11,000 部
	配送	県庁及び 10 地域振興局に対して 1,000 部ずつ仕分け・梱包の上配送	11 箇所
⑥ 看板製作	デザイン	キャンプ場、登山口、観光地等	1 式
	製作	W550×H140、金属製、木目調カラー	150 個
	配送	仕分け・梱包して配送 10 地域振興局に対して 15 個ずつ梱包 の上で配送	10 箇所

(3) 令和8年度以降の広報に関する提案等

ア 令和8年度以降の広報に関する提案

当業務で作成する動画及び啓発資料を活用することを念頭にした、令和8年度以降のターゲット別の効果的な広報の媒体、時期、必要な概算費用について提案すること。

イ 季節別のクマ注意喚起資料の作成

クマは季節（冬眠明けの春先、夏季、秋季）によって食性や行動が異なり、注意する事項が変わるため、当県では別紙の啓発資料を用いて季節ごとに注意喚起を行ってきたところである。季節別の注意喚起をより効果的に発信するため、別紙の内容をベースに、時期別の注意喚起資料をイラスト等用いて作成すること（季節別にA4判1枚、計3枚程度）。

4 スケジュール

年月	業務内容
令和8年1月下旬	契約予定日
令和8年1月下旬	業務着手、打合せ
令和8年3月4日（水）	小中学生、教員・保育士、幼稚園・保育園・小中学生の保護者向け啓発資料（例：ハンドブック等）を配送先に納品
令和8年3月30日（月）	その他啓発資料（例：ポスター、リーフレット、看板等）を配送先に納品、動画納品、委託業務完了報告書提出

5 成果品

（1）本業務で実施した成果を委託業務完了報告書として提出すること。

（2）成果品は以下へ提出すること。

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県林務部森林づくり推進課

電子メール:cho.ju@pref.nagano.lg.jp

6 完了検査

- 受注者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。
- 受注者は、検査の結果、発注者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、発注者へ提出すること。提案書においては、発注者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、発注者からの求めがあった場合は、速やかに発注者へ報告すること。

8 成果品の帰属

- ・ 委託により制作された成果品に関する権利は発注者に帰属する。発注者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
- ・ また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受注者において必要な権利処理を行うこと。なお、受注者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に発注者の同意を得るものとする。
- ・ 本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、発注者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- ・ 受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・ 受注者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・ 受注者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

- ・ 受注者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- ・ 発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- ・ 受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め発注者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。
- ・ 受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならぬ。
- ・ 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。

冬眠明けのクマに注意！

○ 春は、クマが活動を始めます

春は、クマが冬眠（冬ごもり）から目覚め、食べ物を探して山中を動き回ります。

○ 山菜採りは周囲の確認をしながら

春、クマは草や木の芽を好んで食べるため、山菜採りで遭遇する可能性があります。

山菜採りに熱中するあまり周辺への注意力が散漫にならないよう注意が必要です。

また、クマ避け鈴やラジオを過信せず、複数人で行動するなど周囲に十分気をつけましょ。

○ 親子クマに注意を

母グマは、冬の間に出産した子グマを1～2頭連れている可能性があり、子グマを守るために、神経質になっています。

今春（R5）は、クマの出産が一定程度見込まれており、子連れグマとの遭遇リスクが高まる可能性がありますので一層の注意が必要です。（R4 堅果類豊凶調査プレスリリース参照）

クマと遭遇しないよう下記のことについて注意してください。

◇ 朝夕の行動は避ける

朝夕はクマが活発に活動します。この時間帯に山中に入ることは避けましょう。

◇ 周囲の確認をする

山菜はクマの好物です。山菜のある場所には、クマもいる可能性があります。

特に渓流沿いは水の音で、クマも人もお互いの気配を感じず接近してしまうことがありますので注意が必要です。

◇ クマのいる場所に近づかない

山中はクマの生息地で、どこにいてもおかしくありません。クマの足跡や糞などを見つけたら、それ以上近づかずに引き返しましょう。

◇ 笛、ラジオ、鈴の携帯を

クマは聴覚や嗅覚が人より優れています。人の気配を感じたクマは自ら避けてくれます。笛、ラジオ、クマ避け鈴など音の出る物を携行しましょう。

◇ 子グマを見たら立ち去る

子グマの近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマを守るために、人へ攻撃することがあります。子グマを見かけたら、そのままそっと立ち去りましょう。

◇ 犬は連れて行かない

人の気配を感じたクマは、身を隠して人をやり過ごそうとしますが、一緒にいる犬に吠えられるなどして、人へ攻撃をする場合があります。犬を連れて山中へ入るのはやめましょう。

◇ 不意の遭遇に備えて

注意をしていてもクマと遭遇してしまった場合、ヘルメットを着用していると頭部の被害を軽減できます。

夏のクマに注意！

○ 夏は、山の食べ物が少なくなります

この時期のクマは、山でサクラやクワなどの果実のほか、アリやハチなど、一度に多く食べることのできる社会性昆虫をエサにしています。特に夏の終わりごろは端境期で1年のうち最も食べ物が少なくなるため、人里近くに出没し、農作物に被害を出すことがあります。

○ 夏は、ツキノワグマの交尾期にあたります

6～8月頃にかけてはクマの交尾期にあたります。通常、クマは単独行動ですが、オスとメスが共に過ごすことが多くなります。また、1～2歳の子グマは母グマと別れて暮らし始めます。

○ 夏は、若い個体が人里に近い低標高域で活動します

高山植物を食べるため、山を登って高標高域で生活するクマ（主に成獣オス）がいる一方、比較的若い個体は山を登るクマを避け、低標高域で行動することが多くなります。このようなクマも人里に近づく可能性が高まります。

クマと遭遇しないよう下記のことについて注意してください。

◆ クマ避け鉛、ラジオ、笛などを携帯する

クマは聴覚や嗅覚が人より優れています。人の気配を感じたクマは自ら避けてくれます。クマ避け鉛、ラジオ、笛など音の出る物を鳴らしながら行動しましょう。

◆ 朝夕の行動は避け、複数人で行動する

朝夕はクマが活発に活動します。この時間帯に山中に入ることは避けましょう。また1人ではなく、複数人で行動しましょう。

◆ 周囲を確認しながら移動する

釣りやキャンプで溪流沿いを移動する場合は、水の音でクマも人もお互いに気付かず、思わず距離まで接近してしまうことがありますので注意が必要です。

◆ クマのいる場所に近づかない

山中はクマの生息地で、どこにいてもおかしくありません。クマの足跡や糞などを見つけたら、それ以上近づかずに引き返しましょう。

◆ 子グマを見たら立ち去る

子グマの近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマを守るために、人へ攻撃することができます。子グマを見かけたら、そのままそっと立ち去りましょう。

◆ 里地にクマを寄せ付けない対策を

トウモロコシやブルーン、モモなどを栽培している畠や果樹園等の周囲には、電気柵を設置したり、ヤブをあらかじめ刈り払うなど、クマを寄せ付けない対策をとりましょう。また生ゴミもクマのエサです。一度餌付いてしまうとその場所に執着するようになり、人に見つかることを恐れなくなるなど、人身事故の可能性が高まります。

秋のクマに注意！



○ 秋のクマは、冬眠に備えて脂肪を蓄えるため、エサを探し回ります

秋のクマは、冬眠に備えてブナ、ミズナラ、コナラ、クリなどのドングリ（堅果）をはじめ、ヤマブドウなど山にある食べ物を昼も夜も探して食べ続けます。ドングリ等が不作の年は、エサを求めて人里に出没し、カキやクリを食べることもあります。

○ 11月中旬頃から、ツキノワグマは冬眠期に入ります

冬の間は食べ物がないため、クマは11月中旬頃から概ね12月末までに、冬眠をはじめます。倒木の根本、木の根と地面とのすき間、岩穴、樹洞などのほか、背丈の高い笹やブの木の中などで冬眠しますので、入山時は近寄らないようにしましょう。

○ ツキノワグマは冬眠中に出産し、3月下旬頃に目覚めて活動を始めます

冬眠前にドングリ等を十分に食べ、栄養が確保できたメスは、冬眠中に1～2頭の子熊を出産します。3月下旬頃、飲まず食わずで冬眠から目覚めたクマは、食べ物を探して山中を動き回ります。出産したクマは子連れとなり、神経質になっています。

クマと遭遇しないよう下記のことについて注意してください。

◆ クマ避け鈴、ラジオ、笛などを携帯する

クマは聴覚や嗅覚が人より優れています。人の気配を感じたクマは自ら避けてくれます。クマ避け鈴、ラジオ、笛など音の出る物を鳴らしながら行動しましょう。

◆ 朝夕の行動は避け、複数人で行動する

朝夕はクマが活発に活動する時間帯です。この時間帯に山中に入ることは避けましょう。また1人ではなく、複数人で行動しましょう。

◆ 周囲を確認しながら移動する

釣りやキャンプで渓流沿いを移動する場合は、水の音でクマも人もお互いに気付かず、思わぬ距離まで接近してしまうことがありますので注意が必要です。またキノコを探る森にはドングリを探すクマも現れます。キノコに夢中になりすぎないよう注意しましょう。

◆ 食べ物の匂いを漏らさないよう注意する

クマは人間よりはるかに鋭い嗅覚があります。キャンプや登山等で山に食べ物を持ち込む際は、匂いの漏れない袋などに密閉したり、残った食材は放置せず持ち帰るなど、クマを誘引しない心がけが必要です。人の食べ物の味を覚えたクマは危険を冒しても出没を繰り返すようになります。

◆ 里地にクマを寄せ付けない対策を

秋には、カキやクリ、リンゴなど豊かな実りがありますが、放置してしまうとクマを誘引してしまいます。収穫しない果樹はあらかじめ伐採すること、畠や果樹園等の周囲には電気柵を設置すること、ヤブは刈り払って見通しを確保するなど、クマを寄せ付けない対策をとりましょう。また生ゴミもクマのエサです。一度餌付いてしまうとその場所に執着するようになり、人に見つかることを恐れなくなるなど、人身事故の可能性が高まります。

